

法律からみた親権と学校

— 講師 仲田陽 —

はじめに

家庭教育というばあい、それは当然に子どもに対する親の、あるいは他の家族（祖父母など）の教育機能を指している。

その家庭教育は、こんにちでは、これほどまでに巨大に発展した学校教育（公教育）の影響を大きく受けている。ある調査の中で、「親（お父さんやお母さん）が君たち（子ども）にかける言葉にはどんなことがありますか」と問うたら、「おかえりなさい。今日は宿題はないの?」とか、「勉強しなさい」とかが、おどろくほど多かった、という話がある。

それほどまでに、家庭教育の中に学校教育の影が浸透してきているのである。学校教育が、こんにち子どもが社会的に自立するよう成長していく上で不可欠の教育組織である以上、何らかの影響は、むしろ避けがたい、といっ

ていいだろう。

ことほどさように、親は学校に対する願い・要求・注文を持っているのである。「勉強しなさい」という言葉以外に、家庭において子どもに、他の多くの豊かな語りかけをもてなくなっている親は、家庭（子どもにとっての）を、学校教育（という戦場）の「補給基地」のように考えてしまっているのだろう。これはこれで理由のないことではない。もちろん理由があればそれでよい、ということではないが……。

現代では、さまざまな形で、（良かれ悪しかれ）親は「学校」を意識して子育てをするのである。そのこと自体が避けがたいことである以上、親の学校への教育要求（関心や願い）を、どのようにとらえ、どのように社会化し

ていくべきか、は家庭教育を左右する重大な問題である。

学校のPTAの会合や参観、学級懇談会へ足繁く通う親（母親である場合が多いが）の関心が「わが子の成績」に集中しすぎることをなげく教師の声を、よく耳にする。中学・高校、と学年が進むにしたがってそのようである。このような「わが子の成績」中心主義、とでもいったような「関心」が、家庭教育をどのように変えているかは、想像に難くない。

以上のような現状を頭に入れつつ、学校教育に対する親の権利（発言権・要求権）とでもいうべき問題を、教育法学的に考えてみようと思う。

I 戦後日本の教育法原理と民主主義

1 「権利としての教育」

戦後の民主的諸改革は、日本と世界との民衆の、戦争による多大な犠牲の上に遂行された。それが日本における統治形態と社会原理の根本的変革、民主主義化をめざすものであったことは知られるとおりである。

日本の戦争遂行を支えた天皇制の絶対主義的支配、家父長制、地主＝小作制度、さまざまな人権と自由の抑圧がとりのぞかれたり、解体されねばならなかった。

日本国憲法の制定、即ち大日本帝国憲法の廃止は、こうした諸改革の中枢部であり、総決算であった。

この日本国憲法は、第二六条において、教育に関して次のような規定をもっている。

「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

②すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」

これは、国民に対し、差別なく教育の機会が保障されるべきこと、したがって教育を受けることが、何人も侵すことのできない基本的人権として賦与されていることの明文化である。

戦前日本の憲法である、大日本帝国憲法には、実は教育に関する規定がない。そして社会的には、教育は、兵役・納税と並ぶ国民（臣民）の三大義務の一つとされていた。つまり「臣民の義務としての教育」であったのである。

「臣民の義務としての教育」から「国民の権利としての教育」への転換、これこそが日本国憲法二六条の基本的意義である、といえよう。

では、この2つ、即ち「臣民の義務としての教育」と「国民の権利としての教育」とではどちらがうのか、それが問題である。

例をあげてみよう。戦前の日本には「教育免除地」というのが存在した。山間僻地の子どもに、就学を免除するということである。山間僻地の学校建設は、労力がかかるうえ、国側からみれば“コスト高”になりすぎるのである。しかし民衆の側からみれば、子どもの発達を保障し、豊かな未来を育むことにつながる。したがって免除地とされた多くの山村で、まさに自力で学校をつくっていったのである。「臣民の義務」だからこそ、天皇制国家は、「教育」を「免除」してやる、ということができるのである。

また、小学校令では、障害者と貧窮者の子弟の就学も、これまた猶予あるいは免除していた。貧窮児童のばあい、この就学猶予・免除の規定がなくなったのが、1914（昭和16年）の国民学校令の制定においてであることも興味深い。というのは、国民学校令は、太平洋戦争へと突入していく日本の軍国主義の「要請」にこたえて「皇国民ノ基礎的練成」を目的とし作られたものだからである。（同令第一条）「尋常小学校」という名前すら、精神文化総動員のため改名させられていった。

「国民の権利としての教育」であるなら、人間の社会生活上必要な教育は当然に保障されるべきだし、保障を要求する権利が国民に存する、と考えるのが至当であろう。

ところで、「国民の権利としての教育」の規定は、上記のような、教育機会の拡充と均等化を指すに止まるであろうか。

「臣民」たるにふさわしい教育内容や教育行政のしくみは変らなくてよいのか、ということになる。教育内容が国家によって統制され、天皇への忠誠

と偏狭なナショナリズムが教育を通して国民思想として注入された。このことも当然に問い直された。

しかし、憲法学説史的にみると、このことは、1960年代まで十分に理解されてきたとは言えなかった。

憲法学説上、戦後の一時期まで「通説」的理解、とされてきた法学協会編『注解日本国憲法』（上巻2）においては、「ここにいう権利とは、国家が教育の機会均等につき配慮すべきことを国民の側から権利として把握したもの」とされていた。

また宮沢俊義東京大学教授編『憲法Ⅱ』（昭和34年）においても、この規定による利益とは、誰でも義務教育（小学校・中学校）のみならず、「貧乏でも能力があれば、高等教育をも受けられるようになること」にある、とし、国家社会は、そのために奨学制度等を充実させる責務を負った、とされている。

しかし、憲法学界においても、憲法研究の前進と憲法再評価の中で、学説も発展してきている。こうした中で、国民の権利意識も発展し、判例においても、「真理教育」こそ、憲法理念にふさわしい「教育」である、とするに至っている。

その例として 1970年7月17日の東京地方裁判所杉本裁判長判例（いわゆる“教科書裁判”第一審判決）は、次のように言う。

「子どもは未来における可能性をもつ存在であることを本質とするから、将来においてその人間性を十分に開花させるべく自ら学習し、事物を知り、これによって自らを成長させることが子どもの生来的権利であり、このような子どもの学習する権利を保障することは、国民的課題である。」

このようにして「国民の権利としての教育」の保障は、第一に、子どもの能力に応じた教育（の機会）を国家社会が保障する責務を負っていること、第二に、子どもが文化を享受し、自ら成長するべく教育を受けることはゆずりわたすことのできない基本的人権であること、第三に、皇国史観の歴史教育など戦前のような、真理に背く教育を受けることはしりぞけられるべきこ

と、その意味で「国民の真理探求の自由」の一環でもあるべきこと、さらに第四に、以上の法理に反する公教育の運営に対し、国民（主権者たる）は、その違反と不作為をやめさせ、権利の実現を要求しうること、が確認されよう。

このようにみえてくると、「義務教育」における「義務」とは、だれの何に対する義務なのかは、大きく転換してとらえ直されていることに気づく。

戦前の「義務教育」は、「臣民」たる国民が、主権者天皇（大日本帝国憲法第一条「大日本帝国ハ、万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」）への、あるいは「国家」への義務であり、親が、子どもを学校へやるのも、当然に、臣民の国家への義務であった。

これに対し、主権在民の日本国憲法の中にある「義務教育」でいう「義務」とは、人権の主体たる子ども（国民）に対する国家社会の「義務」である。「義務教育」制度をなくすことが、国家の不作為、あるいは親権の恣意的行使によって、子どもの、教育をうけて学習し発達する権利をそこなう可能性をもつからこそ、「義務教育」を行うのである、ということになる。だからこそ憲法二六条二項は、「義務教育は、これを無償とする」と明文化し、公費によって保障すべき責務を「公（おおやけ）」に課している。

それを受けて、教育基本法第三条二項は、「国及び地方公共団体」が「奨学の方法を講じなければならない」ことを銘記しているし、さらに、学校教育法第二五条も「経済的理由によって、就学困難と認められる学令児童の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない」としている。

では、「親」の義務とは、何であるか、といえ、それは子どもの権利を守る「義務」、したがって子どもに対する義務である、といわなければならない。そして主権者たる国民の信託をうけた国家は、こうした意味での親義務の不履行を、子ども（国民）の「教育を受ける権利」の保全のために監督する権限（あるいは責務）を負わされている、と考えられる。このことは言うまでもないかもしれないが、「親義務」があるのだから「国家教育権」が生じ、「民主国家」が教育の主体になった、と解することはできない。

2 教育を受ける権利と国家・国民

戦前の教育が、戦争と軍国主義の高揚にあずかった力は否定すべくもない。このことはこのことで、まさに新しい民主主義建設の主体の形成という課題を国民に負わせた、と同時に、「国家による教育」の清算を不可避とした。

教育基本法制定はそれを示しており、前文は、

「われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。」（傍点引用者）とある。

民主的な理想の実現は、教育に限らず、社会の諸活動によるほかない。このところを教育基本法がこう述べたところに、国民的規模での民主主義と民主教育の推進主体までもが、今後形成されざるをえなかった事情が物語られている。ことばを変えていえば、民主主義の主体が、国民の中に充分には存在しえなかったほど、戦前天皇制の反民主主義的思想が深く定着していた、ということができよう。

このような「教育の主体」への着目は、当然に、これまで「主体」としてふるまってきた「国家」と教育との関係を民主的に律しようとした。

それは、教育基本法第十条にあらわれている。曰く、

「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。

②教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行わなければならない。」

このことは、いってみれば「社会権」に属する「教育を受ける権利」の実現のために、国と地方の教育行政が、教育の条件整備をするべきことをうたっていることは言うまでもない。それと同時に、国家等の教育行政機関は、教育条件整備は行っても、教育には介入すべきでないことを定めている点が注目される。「教育は……直接に責任を負って……」とされているのである。議会選挙を通して信託された教育内容決定権が、教育行政にあるとすれば、

教育は、国民に対しては、間接的に責任を負う形でしかないからである。こうした教育行政権の範囲の限定は、戦前の国家主義教育の反省のあらわれである。なぜなら教育内容としての科学・文化が、国家という政治権力によって決められるなら、それは真理が、権力の都合によってまげられる可能性もつからである。日本国憲法の民主主義の理念に即せば、それは、思想・良心の自由（19条）、学問の自由（23条）にも抵触するものである。

教育基本法制定当時の解説の中で、文部省幹部も、「教育行政の特殊性からして、それは教育内容に介入すべきものではなく、教育の外にあって、教育を守り育てるための諸条件を整えることにその目標を置くべきだ、というのである。」と述べている。（辻田力・田中二郎監修、教育法令研究会『教育基本法の解説』1947年）

教育委員会制度も、こうした趣旨をうけてつくられたものである。まさに教育が「国民全体に対して直接に責任を負って」行われるよう、地方の「公正な民意を反映す」べく（旧教育委員会法第一条）、地方分権で、かつ一般行政から独立した行政機関として設置されるに至ったのである。そして中央教育行政機関である文部省は、「サーヴィス機関」として、さらに、全国的な教育水準の紹介、調整、資料の作製、意見交流を軸として「指導・助言」を行い、「監督・命令」をしない（旧文部省設置法第五条）ことが明言されていた。（なお、今日でも、地方教委の「内申権」が残されており、地方の教育現場の教育内容について、文部省が、法的拘束性のある監督・命令の権限は、もっていないと解するべきであろう。）

こうした事情からすれば、教育基本法第十条は、教育内容には、とくに国民の価値観や科学的真理にかかわることがらには、教育行政権の介入はオフ・リミットである、とする国家（地方）権力限定論と解されるのが至当である。

フランス革命の思想家コンドルセは、「いかなる権力といえども、いずこに真理が存し、いずこに誤謬が宿るか、を決定しうるであろうか」（コンドルセ『公教育の原理』）と述べている。

教育基本法は、「平和のための教育」という現代的課題とともに、教育法

におけるこの近代市民法原理を、日本の教育法制に実現したのである。

以上のようにみえてくれば、第五に、「国民の権利としての教育」は、教育の非権力性と直接責任性を、不可欠の条件としているということが出来る。

II 教育における親の権利

1 学校選択の自由

親の教育権を規定したものとしては、民法八二〇条の規定が知られている。それによれば、

「親権を行う者は、子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と。

この規定は、子どもをその虐待等肉体的苦痛から守る身体的監護権や、民法八二二条の懲戒権などと並ぶ「親権」の一部である。

子どもに対する監護と教育の権利と義務が「親権者」に存すること自体、近代民法の特長である。それは古代ローマ法以来の「家父長権」に対しての転換であった。親権としてそれらの権能が、女性である母親にも及んだこと、さらには、「親」が、わが子の監護・教育の権利・義務の主体となることによって、「家」あるいは一族の一部としての子どもの個人としての自由が前進させられやすくなったことは、大いに評価されるべきであろう。

しかし現代法制にあっては、すべての人間の人権と同時に子ども（大人とはちがう存在としての）の人権の承認を前提としつつ、親権が子どもの権利を保障する「権利ならざる権利」（宗像誠也）であることが確認されなければならない。

いってみれば、子どもの「学習権」を代位行使する義務を負うのである。

1948年に採択された世界人権宣言二六条は、すべての人間の教育をうける権利を明記するとともに、同条三項は、「親は、その子に与えられる教育の種類を選択する優先的権利を有する。」と規定している。これも上記の日本の法制の原理と同じ趣旨である。

この趣旨からは、「親の学校教育選択の自由」が承認されよう。これは、

一面では、子どもの家庭における教育当事者としての判断から、子どもの「教育をうける権利」にかなった学校教育を選択する義務である、といえる。

これはこれで、この親義務を無視するよう行政的決定に対する親の発言権の存在が問題となる。現在の典型例は、比較的軽度の障害児の入学する学校の種類をめぐる問題である。

家庭で子どもを見ているからこそ、親に優先的権利がある、という主張であるが、少なくとも、その場合、学校の種類の決定に、発言し、さらに決定についての専門的判断を説明される権利をもつものといえよう。

「親の学校教育選択の自由」のもう一つの側面は、「真理教育」をめざす多様な試み、としての様々な学校間の選択である。それは「私立学校を選ぶ自由」として示される。日本の現行法では、学校教育法施行令第九条において、学令児を、公立学校以外を選び就学させる義務として規定されている。

なお、欧米における学校内の教育選択権にてらしてみると、プライバシー（私生活）の自由との関連でも問題となる学校給食拒否権の有無、また、思想・良心の自由との関連で考えてみるべき、学校行事における君が代斉唱問題などは、深く考えられるべきである。

2 父母の教育要求権

「国民の権利としての教育」が、戦後日本の教育法原理においても、国家や教育行政の教育内容への介入を禁止していることが明らかである以上、父母は、教師集団の教育の自由を検証し高める一つの契機たらねばならない。もちろん、その父母の教育要求権が、子どもの「教育をうける権利」に基礎づけられていることは言うまでもない。

しかしまたそれが、特定の（それがいかに民主主義的内容をもっていても）教育内容の請求権としては、むしろ具体的保障を約束されるものであってはならない。なぜなら、法的に具体的請求権を保障することは、教師の教育的真理探求の自由を不当に制約し、学校の創造性を喪失せしむるからである。

以上のことから父母は、

- (1) 「不当な支配」による特定の教育内容に対し、「国民の立場に立つ親の発言権」（宗像）をもつ、ということができる。
- (2) 学校・教師に対して、自由な発言の権利と、親としてその専門的判断に基づく説明をうける権利をもつ。
- (3) 上のような権利が集団化されることを通して、父母同志、父母と教師が育ち合い、子どもの人権としての教育の保障にふさわしい、要求の社会化がはからねばならない。

参考文献

- | | |
|---------------|------|
| ○兼子 仁：教育法 | 有斐閣 |
| ○宗像誠也：教育と教育政策 | 岩波書店 |
| ○牧 証名：国民の教育権 | 青木書店 |

（講師紹介）

仲田 陽一

昭和53年3月 東京大学大学院教育学研究科博士課程修了

現在 熊本大学講師（教育学部）

専攻 教育行政学